

医療法等の改正に伴う「神戸市病院の医師の宿直免除に関する審査基準・標準処理期間」の改廃に対する意見の概要及び本市の考え方

意見募集の概要

(1) 意見公募期間：平成 30 年 9 月 18 日（火曜）～平成 30 年 10 月 17 日（水曜）

(2) 提出された意見：1 通 3 件 ※いただいた意見は、趣旨を損なわない範囲で要約しています。

No.	意見要旨	神戸市の考え方
1	<p>医師の宿直免除について、神戸市内のすべての病院を対象としているが、急性期病院等も該当するのか。「療養病床を有する病院並びに診療所、病院等から転換する介護医療院、介護老人保健施設等で終末期医療、緩和医療等を施す医療施設に限る。」として対象施設を限定すべきである。</p>	<p>医療法第 16 条が改正された背景としては、改正前の医療法第 16 条では、病院に勤務する医師が、病院と同一敷地内に居住する場合のみ、都道府県知事の許可を受ければ、医師を宿直させなくても構わないとされていました。しかし、これでは、実際に夜間・休日に速やかに診療を行える体制になっているかは定かではなく、規制内容が規制目的に応じたものになっているかどうか不明瞭でした。</p> <p>本改正は、病院が入院患者の急変時に適切な対応がとれるよう、迅速な診療体制確保を求めることを明確化し、急変患者が迅速に医療を受けることができるためのものです。</p> <p>また、新たに創設される介護医療院においても宿直義務を設けることを前提としているものの、介護医療院等を併設する病院の医師が当該介護医療院等の入所者に対し、夜間・休日等の対応を行うことが可能となるよう宿直規定の見直しを行うことで、病院から介護医療院等への転換促進を図ることも目的としており、規制対象の病院に変更はありません。</p> <p>今回いただいた意見も踏まえ、改正前においても患者の容態観察が必要な状況が多い急性期の病院においては宿直医師の免除を認めた事例がないこと、改正後の医療法第 16 条では「医業を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならない。」とされ宿直が前提条件としてあり、今後も急性期病院の医師の宿直での体制が一番望ましい形であると考えております。</p>

No.	意見要旨	神戸市の考え方
2	<p>入院患者によっては、患者・家族からの事前指示書、ACP 記録、DNAR（心停止時に心肺蘇生を施さない）意思表示等の情報を職員が可能な限り情報共有し、確認しておかねばならない。これらが確認できない患者又は慢性疾患患者の急変時には、職員は速やかに救急車を要請する等がなされるべきと思われ、審査基準どおりの対応は適切ではないと思われる。</p>	<p>病院の入院患者の病状が急変した場合、まずは、医師による医療提供を前提としており、医師による判断が必要です。本規定は宿直免除時でも、医師の指示の下、救急搬送の指示も含め、迅速に医療提供できる体制を確保するための基準と考えます。</p>
3	<p>「④当該医師が適切な診療が行える状態であること。」という表現は非常に曖昧で、各個人の解釈する範囲に差が生じる可能性がある。この1行は削除し、「当該医師は適切な診療ができないおそれがある状態では診療を行ってはならない。自らがその状態と判断した場合、その当該医師は可能な限り連携医師を確保し、連絡する。」と追記されたい。</p>	<p>医療法第16条により、原則、病院の管理者は病院に医師を宿直させなければならないが、当該病院の入院患者の病状が急変した場合に、迅速な診療体制が確保されている場合に限り、都道府県知事に認められれば、医師の宿直を免除することができるとされています。</p> <p>当番等により急変時に連絡を受ける医師があらかじめ定められていることが想定されますが、連絡を受けた当該医師が適切な診療を行うことが出来ない場合は、迅速な診療体制が十分に確保されている状況ではないと考えています。</p>